



—昭和大学歯科病院の理念—

患者本位の医療  
先進医療の推進  
良き歯科医師の育成発行責任者 病院長 榎 宏太郎  
編集責任者 広報委員長 高橋 浩二  
〒145-8515 東京都大田区北千束2-1-1  
TEL 03-3787-1151(代表)ホームページ: <http://www.showa-u.ac.jp/SUHD/index.html>

## 歯科口腔保健の推進と実状

障がい者歯科 科長 船津 敬弘

少し前になりますが、平成23年8月10日に歯科口腔保健の推進に関する法律、いわゆる「歯科口腔保健法」が制定、公布されたことは皆さんご存知でしょうか。歯科としては実に56年ぶりの新法なのです。その第六条に「国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。」とありますが、歯科疾患は他の全身疾患と比べても世代を問わず有病率が高いことから、その予防を主目的として制定された法律です。今までの治療主体の考え方から 予防重視へと国の方針が転換してきています。

その第四条に歯科医師等の責務として「歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者は、歯科口腔保健に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。」とあります。本学は医系総合大学として歯学部他に医学部、薬学部、保健医療学部があり、以前より医学部や他学部と連携して患者さんにチーム医療を提供してきておりましたが、法令的にも今後チーム医療を後押しする地盤が整ったといえます。

また、第九条に障がいのある方に関する条項があります。自分自身で満足なブラッシングができないこともある障がい者にとって、歯科疾患の予防の重要性は非常に高いといえます。第九条

「国及び地方公共団体は、障がい者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。」となっています。障がいのある方やお体の不自由な方々にとって歯科はまだまだハードルの高い医療分野であると、実際に通院されている患者さんのご両親などよりうかがうことがあります。それぞれの障がいの特殊性やコミュニケーションの困難性等の問題から、歯科に通院したい希望があっても実際受け入れが可能な施設はまだまだ少ない現状があります。本法律の基本的な目標として口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小がありますが、障がいのある方とない方で、口腔の健康状態に格差が認められる現実もあります。法律が制定、施行されたことで今後徐々に、障がい者を受け入れ可能な歯科診療施設が増えていくことが期待されますが、現状ではまだまだ数が少ないのでご通院可能であれば是非当科もご利用いただければと存じます。



当科は様々な障がいのある方を中心に、歯科診療に特別な配慮を必要とする患者さんを対象とした診療科です。国の施策に則ってどのような患者さんにも安全にかつ、快適に歯科診療を受けていただけるよう、院内の専門各科と連携してこれからも努力してまいります。どうぞお気軽にご相談いただきたいと思います。

## スペシャルニーズ歯科センター(障がい者歯科) 紹介

昨年4月スペシャルニーズ歯科センター(障がい者歯科)が歯科病院の1階診療室で新たに開設致しました。以前は、4階の小児歯科にて障がいのある方々の診療を行っていました。当初は障がい児への対応が中心であったことがその大きな理由で、それは世界的な傾向でもありました。しかし、平成23年度の障がい者白書では日本の障がい者は391万人(18歳未満は22.3万人)となっているように時代とともに特別な配慮が必要とされる(スペシャルニーズ)歯科医療の需要は幅広い年齢層の方々へ広がり、そのニーズに応えるべく設立となりました。

当センターには0歳児からご高齢の方まで幅広い年齢層の方が来院されます。知的障がい、広汎性発達障がい(自閉症)、脳性麻痺、筋ジストロフィー、脳血管疾患、先天異常や染色体異常、統合失調症、心臓病、脳卒中、認知症、いろいろな症候群、歯科恐怖症など疾患も様々です(図1)。

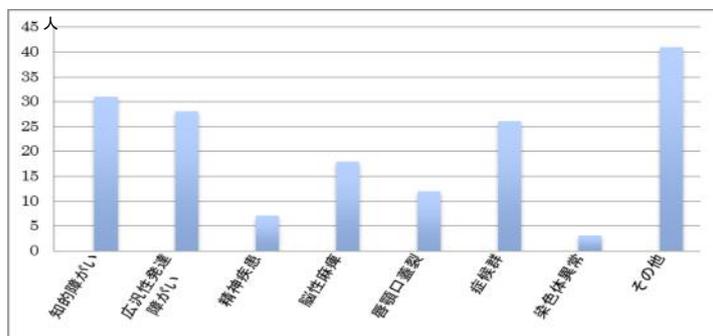


図1 H24年度 新患者

そのような患者さんご家族に快く、安全に歯科診療を受けて頂けるように一人一人の診療時間をしっかりと確保し、一人の患者さんに複数名のスタッフで診療を行っています。主な診療内容は、お口のクリーニング(定期診査)、歯石除去、虫歯の治療、外科処置、補綴治療など幅広く、より専門性の高い診療が必要な場合は、各専門診療科と連携し対応しております。また、食べたり飲み込んだりがうまくできない摂食機能障がいのある方には、専門のスタッフが機能訓練を行っております。さらに歯科麻酔科医と連携して恐怖心を和らげ眠ったような状

態で診療できる静脈内鎮静法や、治療が必要な歯の数が多い患者さんには日帰りでの全身麻酔下での歯科治療を行う(体調によって入院が必要な場合もあります)など患者さんの安全を第一に、歯科治療によるストレスを最小限にすることを常に心がけております。

治療を急ぐ必要が無い場合は、まずは外来やスタッフに慣れて頂くことから始めます。また、必要な歯科治療が終了した後は、定期的な口腔内のケアを行いながら診療室の外来環境に慣れて頂きます。

もし、全身的な疾患があり歯科治療が出来るかどうか心配な方や、歯科治療が怖くて逃げ出してしまうたり、大きな声を出してしまうたりする。怖くて暴れてしまう。歯科治療の器具が口の中に入ると吐き気をもよおしてしまう。歯ブラシが全くできない(口の中を見ることもできない)など、歯科治療を受けることが難しくお困りの方がいらっしゃいましたら、必ず患者さんとそのご家族の方にご満足頂けるようにスタッフ一同、誠心誠意、楽しく診療をしてみますので、どうぞお気軽に昭和大学歯学部スペシャルニーズ歯科センター(障がい者歯科)を訪ねて頂ければと存じます。

障がい者歯科 医局長 浅川 剛吉



## 歯科医療最前線:「当科で開発した下顎復位装置治療システムについて」

口腔リハビリテーション科 科長 高橋 浩二

2011年2月号で初めて報告した当科で開発した下顎復位装置による治療の続報です。下顎に癌が生じた場合、その進展範囲によっては下顎骨を大きく切除する場合があります。その場合には通常、骨の移植や金属プレートによって下顎骨の足りない部分を補う処置や下顎の位置がずれない処置が切除手術と同時にされます。しかし、感染や癌の再発などによって術後に移植骨や金属プレートを取り除くことがあります。そのような場合には下顎の位置は術後徐々にずれていきます。当科には癌専門病院などから年間80名以上の頭頸部癌術後患者さんが新患として来院され、その中には前記の理由により下顎の位置がずれてしまった患者さんも人数は多くはありませんが、いらっしゃいます。

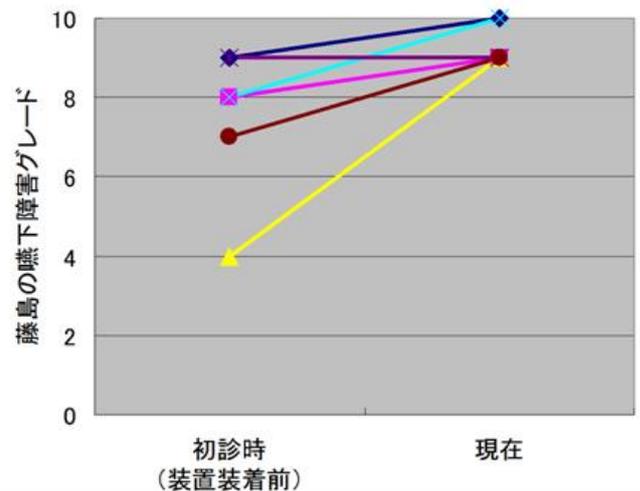
そのような患者さんに当科では上顎と下顎にマウスピースを作製します。そして下顎を元の位置に徐々に戻しながら、上下のマウスピースを固定することを繰り返す方法で、手術することなく下顎の位置を元に戻す治療を行っています。患者さんはこの装置を睡眠時や日中つけることが可能な時間に装着します。この治療法は当科のオリジナルで下顎復位装置治療システムと名付けました(図1)。

この治療システムにより下顎が術前の位置に近づき、噛み合わせが回復することにより摂食機能が改善することがわかりました(グラフ1)。

また下顎が術前の位置に近づくことで、呼吸の通路である気道が術前の形態に戻り、睡眠時の無呼吸と低呼吸の回数が減ることもわかりました(グラフ2)。本システムで治療した患者さんのアンケート調査を行ったところ、9割以上の方が本システムの治療に満足されていました。

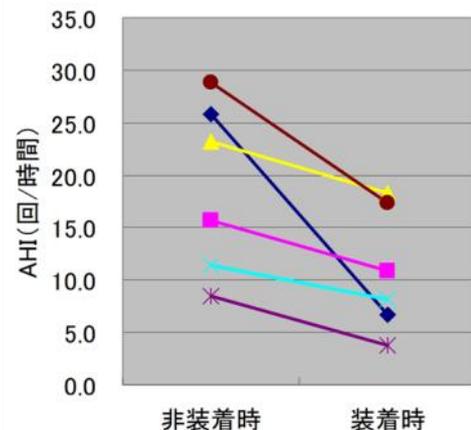


図1 下顎復位装置治療システムによる噛み合わせの変化



グラフ1 摂食機能の回復

グレード10: 正常な摂食・嚥下能力、  
 グレード8: 嚥下しにくい食品を除き3食経口摂取  
 グレード4: 経口摂取はお楽しみ程度



グラフ2 下顎誘導装置非装着時(左)に比べ、装置装着時(右)では睡眠時の無呼吸と低呼吸の回数が減少した。(AHIは睡眠中1時間あたりの無呼吸と低呼吸の合計回数)

## ボランティアさん 紹介

歯科病院ボランティア会担当事務課岸水です。  
平成25年7月から活動をしていただいている  
ボランティアさんをご紹介します。

事務課管理係(ボランティア会担当) 岸水 博子



こんにちは、昭和大学歯科病院で  
ボランティアをしている高月と申しま  
す。主に、「診察券を通したらエラー  
になってしまった」と言う患者さんの  
対応や、クリアファイルの補充、図書  
の整理などを行なっています。

ボランティアを始めてからすごく耳にするよう  
になった言葉があります。患者さんから、病院の  
スタッフの方からも、「ありがとうございます」と言われる  
ことが多いなと感じます。

私のこの小さな行動が少しでも人の役に立って  
いるのであれば、私にとってはすごく幸せな事です。  
ボランティアだからこそ感じる心の充実があるのだと思  
います。

## 地震防災訓練を実施しました。

平成25年11月1日(金)午後4時00分、大規模  
地震が発生したという想定のもと、「歯科病院地震  
防災訓練」が行われました。当日は、歯科病院防  
災マニュアルに則って、災害対策本部設置、被害  
状況報告(第1・2報)の提出、火災発生を想定した  
自衛消防隊の消火訓練、屋内消火栓の使用  
方法の説明会を行いました。お忙しい中、院内の  
皆様にはご協力を頂きありがとうございました。

事務課管理係 関口 亮司



目黒区ボランティアセンターからの  
紹介でお手伝いをさせていただいてお  
ります杉山と申します。主に再来受付  
機の操作説明、図書整理などをさせ  
ていただいております。

お手伝いと申しましても、実は私自身初めてのボ  
ランティア活動でして、至らないことばかり。事務課  
の皆様はじめ、受付、売店の方々そして患者さんの  
寛大さに助けていただいております。

自信を持ってご案内させていただけることも出て  
参りましたが、患者さんのご質問には特別な内容も  
あり、お仕事中的皆様のお力をお借りすることが多く  
恐縮の限りです。この場をお借りいたしましてお礼申  
上げます。いつもありがとうございます。

患者さんは皆様、悩みを抱えてご来院されてい  
らっしゃることを忘れず、お手伝いを続けさせていた  
だきたいと思っております。これからもどうぞよろしく  
お願い致します。



防災訓練の様子



屋内消火栓の使用説明会の様子

## 編集後記

10月11日と12日は東京を含め関東各地で30度以上の真夏日を二日連続で記録したと思いきや、ちょうど一月後の11月11日には木枯らし一号が東京に吹き荒れました。その後は連日12月並みの気温となり、夏からいきなり冬が訪れた感じです。

どうぞ皆様、体調管理に十分お気を付けください。そして歯の管理につきましては歯科病院にどうぞお任せください。

(K.T)